

保安規定の変更について

1. 変更の項目及び理由

今回の保安規定の変更は、原子力規制における検査制度の見直しによる「核燃料物質の加工の事業に関する規則」（以下「加工規則」という。）の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴う、以下の①から④の変更を主な対象としている。

- ① 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品質管理基準規則」という。）」及び品質管理基準規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するために記載を追加又は変更する。
- ② 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更する（原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更）。
- ③ 加工規則 第 7 条の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴い、別表 18 の保安に関する記録を変更する。
- ④ 上記の変更に伴う条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行う。

また、平成 31 年 1 月 30 日付け原規規発第 1901303 号にて認可された加工施設に関する設計及び工事の方法の認可申請にて実施した工事に関する事項を反映するとともに、添付 1 及び 2 に係る評価及び改善に基づく変更を主とした記載の適正化についても実施する。

2. 変更の詳細

(1) 加工規則の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴う変更

加工規則の改正に伴い、①～④の変更を行うとともに、章構成を図 1 に示すように変更した。

- ① 品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するために記載を追加及び変更する。

品質管理基準規則、品質管理基準規則の解釈と、加工の事業の許可に係る届出及び保安規定の変更認可申請の記載を比較したものを、STO-N20-009 の表 1 に示す。STO-N20-009 の表 2 に、品質管理基準規則に追加及び明確化された 21 の事項と保安規定の変更認可申請の記載の対応を示す。

本変更においては、追加する加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するための記載を第 4 条に集約する変更を行い、既認可第 5 条から第 15 条の 2 を削除した。

(関連条項：第 4 条から第 15 条の 2、別図 1-3、別表 19)

- ② 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更する。
- ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 5 号 (加工施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの)
(関連条項：第 21 条)
 - ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 6 号 (加工施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの)
(関連条項：第 30 条)
 - ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 7 号 (管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。)
(関連条項：第 36 条の 7、第 45 条の 2、第 46 条の 2、別図 2)
 - ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 8 号 (排気監視設備及び排水監視設備に関すること。)
(関連条項：設備の機能の維持の方法については第 58 条)
 - ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 9 号 (線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。)
(関連条項：第 50 条、第 74 条、第 75 条、第 91 条の 2、工場又は事業所の外への運搬に関する行為は第 11 号の変更に含む)
 - ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 10 号 (放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。)
(関連条項：放射線測定器の機能の維持の方法については第 58 条)
 - ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 11 号 (核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い

(工場又は事業所の外において行う場合を含む。) に関すること。)

(関連条項：第 54 条、第 56 条、第 57 条、第 68 条、第 69 条)

- ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 12 号 (放射性廃棄物の廃棄 (工場又は事業所の外において行う場合を含む。) に関すること。)

(関連条項：工場又は事業所の外への運搬に関する行為は第 11 号の変更に含む)

- ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 14 号 (設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に関すること。)

本変更においては、既認可第 24 条、第 36 条の 2 から第 36 条の 7 及び第 87 条の 2 を第 9 章「設計想定事象に対する加工施設の保全に関する措置」に集約 (変更含む) させ、集約したことにより前述した既認可条項を削除した。

(関連条項：第 24 条、第 36 条の 2 から第 36 条の 6、第 9 章 (第 76 条から第 80 条の 3)、第 87 条の 2、別表 19、添付 1、添付 2)

- ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 16 号 (加工施設の施設管理に関すること (使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。))

(関連条項：第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 28 条、第 29 条、第 32 条、第 53 条、第 6 章 (第 58 条から第 58 条の 4、第 59 条から第 65 条、第 65 条の 2)、第 85 条、別表 13、別表 18、別表 19、添付 1)

- ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 19 号 (その他加工施設に係る保安に関し必要な事項)

(関連条項：第 1 条)

- ・ 旧加工規則第 8 条第 1 項第 20 号 (加工施設の定期的な評価に関すること。)

(関連条項：第 94 条から第 96 条)

上記をまとめ、加工施設における保安規定の審査基準と保安規定の変更内容の対応を比較したものを、STO-N20-010 に示す。

- ③ 加工規則第 7 条の改正 (令和 2 年 4 月 1 日施行) に伴い、保安に関する記録を変更する。

(関連条項：別表 18)

- ④ 上記の変更に伴う条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行う。

(関連条項：第 17 条、第 19 条、第 21 条、第 33 条、第 36 条、第 65 条の 2、第 85 条、別表 2)

- (2) 平成 31 年 1 月 30 日付け原規規発第 1901303 号にて認可された加工施設に関する設計及び工事の方法の認可申請にて実施した以下の工事を反映する。

- ・ C型ペレット貯蔵棚の耐震補強に伴う最大貯蔵能力の変更
- ・ 燃料棒貯蔵棚の更新に伴う最大貯蔵能力の変更
- ・ 第1-1階粉末取扱室の設備撤去
- ・ 第1-15廃棄物貯蔵場の新設

(関連条項：付則、別図3、別図10、別図10-5(1/2)、別表15)

(3) その他の記載の適正化を行う。

(関連条項：第17条、第19条、第20条、第21条、第25条、第30条、第33条、第34条、第36条、第43条、第44条、第45条、第51条、第52条、第57条、第68条、第71条、第73条、第74条、第75条、第85条、第89条、第91条の2、第97条、第98条、別図1-2、別表1、別表4、別表15、別表18、添付1、添付2)

変更前	変更後	主な変更理由
第1章 総則 第1条 目的 第2条 適用範囲 第3条 関係法令及び保安規定の遵守	第1章 総則 第1条 目的 第2条 適用範囲 第3条 関係法令及び保安規定の遵守	・加工規則第8条第1項第19号 その他必要な事項の反映
第2章 保安管理体制 第4条 品質保証計画と品質保証体制の構築、維持及び改善 第5条 責任及び権限 第6条 保安品質方針 第7条 保安品質目標 第8条 マネジメントレビュー 第9条 マネジメントレビューへのインプット 第10条 マネジメントレビューからのアウトプット 第11条 業務の計画及び実施 第12条 調達管理 第13条 内部監査 第14条 不適合管理 第15条 是正処置及び予防処置 第15条の2 不適合情報の公開及び技術情報の共有 第16条 保安活動を行う者の組織 第17条 職務 第18条 核燃料取扱主任者の選任 第19条 核燃料取扱主任者の職務 第20条 意見の尊重 第21条 放射線安全委員会 第22条 答申の尊重	第2章 保安管理体制 第4条 品質マネジメントシステム計画 (第5条～第15条の2 削除) 第16条 保安活動を行う者の組織 第17条 職務 第18条 核燃料取扱主任者の選任 第19条 核燃料取扱主任者の職務 第20条 意見の尊重 第21条 放射線安全委員会 第22条 答申の尊重	・品質管理基準規則とその解釈に基づく許可を第4条品質マネジメントシステム計画に反映 ・加工規則第8条第1項第5号 保安教育の反映 ・加工規則第8条第1項第16号 加工施設の施設管理の反映
第3章 教育・訓練 第23条 力量、教育・訓練及び認識 第24条 初期消火活動、火災及び爆発・内部溢水・火山活動(降灰)・竜巻・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動、非常時及び重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動の訓練	第3章 教育・訓練 第23条 力量、教育・訓練及び認識 (第24条 削除)	・加工規則第8条第1項第14号 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置の反映
第4章 加工施設の操作 第25条 加工施設の操作に係る計画及び実施 第26条 加工施設の操作に係る評価及び改善 第27条 加工施設の使用 第28条 操作員の確保 第29条 巡視・点検 第30条 操作上の一般事項 第31条 保安上特に管理を必要とする設備 第32条 保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保 第33条 臨界安全管理 第34条 漏えい管理 第35条 火災及び爆発の防止 第35条の2 核燃料物質の不定形状又は不定性状での継続した取扱いに関する措置 第36条 異常時の措置 第36条の2 火災及び爆発発生時の体制の整備 第36条の3 内部溢水発生時の体制の整備 第36条の4 火山活動(降灰)及び積雪発生時の体制の整備 第36条の5 竜巻発生時の体制の整備 第36条の6 その他の自然現象発生時の体制の整備 第36条の7 人の不法な侵入等の防止 第37条 異常時における設備の手動による作動	第4章 加工施設の操作 第25条 加工施設の操作に係る計画及び実施 第26条 加工施設の操作に係る評価及び改善 第27条 加工施設の使用 第28条 操作員等の確保 (第29条 削除) 第30条 操作上の一般事項 第31条 保安上特に管理を必要とする設備 (第32条 削除) 第33条 臨界安全管理 第34条 漏えい管理 第35条 火災及び爆発の防止 第35条の2 核燃料物質の不定形状又は不定性状での継続した取扱いに関する措置 第36条 異常時の措置 (第36条の2～第36条の7 削除) 第37条 異常時における設備の手動による作動	・加工規則第8条第1項第6号 加工施設の操作を行う体制、確認すべき事項、異常があった場合の措置等の反映 ・加工規則第8条第1項第14号 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置の反映 ・加工規則第8条第1項第16号 加工施設の施設管理の反映
第5章 放射線管理 第38条 放射線管理に係る計画及び実施 第39条 放射線管理に係る評価及び改善 第40条 管理区域 第41条 管理区域の区分 第42条 管理区域の特別措置 第43条 飲食及び喫煙の禁止 第44条 管理区域への出入管理 第45条 第1種管理区域への出入管理 第46条 周辺監視区域 第47条 管理上の人の区分 第48条 線量限度 第49条 線量の評価及び通知 第50条 被ばくの低減措置 第51条 床、壁等の除染 第52条 線量当量等の測定 第53条 放射線測定器類の管理 第54条 第1種管理区域外への移動 第55条 管理区域外への移動 第56条 周辺監視区域内の運搬 第57条 周辺監視区域外への運搬	第5章 放射線管理 第38条 放射線管理に係る計画及び実施 第39条 放射線管理に係る評価及び改善 第40条 管理区域 第41条 管理区域の区分 第42条 管理区域の特別措置 第43条 飲食及び喫煙の禁止 第44条 管理区域への出入管理 第45条の2 保安区域 第46条 周辺監視区域 第47条 管理上の人の区分 第48条 線量限度 第49条 線量の評価及び通知 第50条 被ばくの低減措置 第51条 床、壁等の除染 第52条 線量当量等の測定 第53条 放射線測定器類の管理 第54条 第1種管理区域外への搬出 第55条 管理区域外への搬出 第56条 周辺監視区域内の運搬 第57条 周辺監視区域外への運搬	・加工規則第8条第1項第7号 管理区域、保安区域及び周辺監視区域の設定等の反映 ・加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、放射性物質表面密度監視、汚染除去の反映 ・加工規則第8条第1項第11号 核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等の反映 ・加工規則第8条第1項第16号 加工施設の施設管理の反映

図1 章構成の変更(1/2)

<p>第6章 保守管理</p> <p>第58条 保守管理に係る計画及び実施 第58条の2 設計・開発管理</p> <p>第59条 保守管理に係る評価及び改善</p> <p>第60条 施設定期自主検査</p> <p>第61条 施設定期自主検査項目</p> <p>第62条 施設定期自主検査結果の報告</p> <p>第62条の2 保 全</p> <p>第63条 補 修</p> <p>第64条 改 造</p> <p>第65条 給排気設備の停止に係る措置 第65条の2 新規規制基準対応の工事開始から適合性確認までの保安上の措置</p>	<p>第6章 施設管理</p> <p>第58条 施設管理計画 第58条の2 設計・開発管理 第58条の3 作業管理 第58条の4 使用前事業者検査に関する事項 (第59条 削除) 第60条 定期事業者検査 (第61条 削除) 第62条 定期事業者検査結果の報告 (第62条の2～第65条 削除)</p> <p>第65条の2 新規規制基準対応の工事開始から適合性確認までの保安上の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 加工規則第8条第1項第8号 排気監視設備及び排水監視設備の反映 加工規則第8条第1項第10号 放射線測定器の管理及び放射線の測定方法の反映 加工規則第8条第1項第16号 加工施設の施設管理の反映
<p>第7章 核燃料物質の管理</p> <p>第66条 核燃料物質の管理に係る計画及び実施</p> <p>第67条 核燃料物質の管理に係る評価及び改善</p> <p>第68条 核燃料物質の受入れ、払出し</p> <p>第69条 核燃料物質の運搬</p> <p>第70条 核燃料物質の貯蔵</p>	<p>第7章 核燃料物質の管理</p> <p>第66条 核燃料物質の管理に係る計画及び実施</p> <p>第67条 核燃料物質の管理に係る評価及び改善</p> <p>第68条 核燃料物質の受入れ、払出し</p> <p>第69条 核燃料物質の運搬</p> <p>第70条 核燃料物質の貯蔵</p>	<ul style="list-style-type: none"> 加工規則第8条第1項第11号 核燃料物質の受払、運搬、貯蔵その他の取り扱いの反映 加工規則第8条第1項第12号 放射性廃棄物の廃棄の反映
<p>第8章 放射性廃棄物管理</p> <p>第71条 放射性廃棄物管理に係る計画及び実施</p> <p>第72条 放射性廃棄物管理に係る評価及び改善</p> <p>第73条 廃棄物の仕掛品 第73条の2 放射性固体廃棄物</p> <p>第74条 放射性液体廃棄物</p> <p>第75条 放射性気体廃棄物 第75条の2 放射性廃棄物でない廃棄物</p>	<p>第8章 放射性廃棄物管理</p> <p>第71条 放射性廃棄物管理に係る計画及び実施</p> <p>第72条 放射性廃棄物管理に係る評価及び改善</p> <p>第73条 廃棄物の仕掛品 第73条の2 放射性固体廃棄物</p> <p>第74条 放射性液体廃棄物</p> <p>第75条 放射性気体廃棄物 第75条の2 放射性廃棄物でない廃棄物</p>	<ul style="list-style-type: none"> 加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、放射性物質表面密度監視、汚染除去の反映
<p>第9章 初期消火活動</p> <p>第76条 初期消火活動に係る計画及び実施</p> <p>第77条 初期消火活動に係る評価及び改善</p> <p>第78条 初期消火活動のための体制の整備</p> <p>第79条 通報連絡</p> <p>第80条 消火又は延焼の防止等</p>	<p>第9章 設計想定事象等に対する加工施設の保全に関する措置</p> <p>(第76条 削除) 第76条の2 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置に係る計画及び実施 (第77条 削除) 第77条の2 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置に係る評価及び改善 (第78条 削除) 第78条の2 火災及び爆発発生時の体制の整備 第78条の3 内部溢水発生時の体制の整備 (第79条 削除) 第79条の2 火山活動(降灰)及び積雪発生時の体制の整備 第79条の3 竜巻発生時の体制の整備 第79条の4 その他の自然現象発生時の体制の整備 (第80条 削除) 第80条の2 重大事故に至るおそれがある事故の発生時の体制の整備 第80条の3 大規模損壊発生時の体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 加工規則第8条第1項第14号 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置の反映
<p>第10章 非常時の措置</p> <p>第81条 非常時の措置に係る計画及び実施</p> <p>第82条 非常時の措置に係る評価及び改善</p> <p>第83条 非常時の組織</p> <p>第84条 防災本部要員</p> <p>第85条 非常時用器材の整備</p> <p>第86条 通報系統</p> <p>第87条 非常時の処置要領</p> <p>第87条の2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>第88条 通 報</p> <p>第89条 応急措置</p> <p>第90条 非常時体制の発令</p> <p>第91条 対策活動 第91条の2 緊急作業に係る線量限度等</p> <p>第92条 非常時体制の解除</p> <p>第93条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p>	<p>第10章 非常時の措置</p> <p>第81条 非常時の措置に係る計画及び実施</p> <p>第82条 非常時の措置に係る評価及び改善</p> <p>第83条 非常時の組織</p> <p>第84条 防災本部要員</p> <p>第85条 非常時用の資機材の整備</p> <p>第86条 通報系統</p> <p>第87条 非常時の処置要領</p> <p>(第87条の2条 削除)</p> <p>第88条 通 報 第89条 応急措置</p> <p>第90条 非常時体制の発令</p> <p>第91条 対策活動 第91条の2 緊急作業従事者の線量管理等</p> <p>第92条 非常時体制の解除</p> <p>第93条 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 加工規則第8条第1項第9号 線量、線量当量、放射性物質表面密度監視、汚染除去の反映 加工規則第8条第1項第14号 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置の反映 加工規則第8条第1項第16号 加工施設の施設管理の反映
<p>第11章 定期評価</p> <p>第94条 定期評価に係る計画及び実施</p> <p>第95条 定期評価に係る評価及び改善</p> <p>第96条 加工施設の定期的な評価</p>	<p>削除</p> <p>(第94条～第96条 削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧加工規則第8条第1項第20号 加工施設の定期的な評価に関することが削除されたことの反映
<p>第12章 記録及び報告</p> <p>第97条 記 録</p> <p>第98条 報 告</p>	<p>第12章 記録及び報告</p> <p>第97条 記 録</p> <p>第98条 報 告</p>	

赤字は変更のある条項

図1 章構成の変更(2/2)